

「岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則及び岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

平成31年3月 日

岡谷市教育委員会
教育長 岩本博行

岡谷市教育委員会規則第 号

岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則及び岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則の一部を改正する規則

別紙のとおり。

岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則及び岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則の一部を改正する規則

(岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則の一部改正)

第1条 岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則(昭和35年岡谷市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

本則第5号中「2人」を「4人」に改め、第6号を次のように改める。

(6) 生涯学習館 4人

(岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則の一部改正)

第2条 岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則(平成12年岡谷市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(部課の設置)

第2条 事務局に次の部及び課を置く。

| 部 | 課 |
|-----|---------------------------|
| 教育部 | 教育総務課 生涯学習課 スポーツ振興課 |

第5条第1項中「及び室」を削り、同条第2項中「、生涯学習活動センター」を削る。

第8条の見出しを「(課長)」に改め、同条第1項中「、室に室長を」を削り、同条第2項中「及び室長」を削る。

第10条第1項中「、室」を削り、同条第2項中「又は室長」を削る。

第11条第1項各号列記以外の部分中「、室」を削り、同項第2号中「社会教育主幹」を「生涯学習推進主幹、青少年主幹」に改め、同項第6号を削る。

第12条第1項及び第14条第1項中「若しくは室」を削る。

第20条第2項中「及び室」を削る。

別表第1中

「

| | | |
|----------|----------------------------|-------|
| 岡谷市学童クラブ | 岡谷市学童クラブ条例（平成17年岡谷市条例第44号） | 生涯学習課 |
|----------|----------------------------|-------|

」

を

「

| | | |
|----------|----------------------------|-------|
| 岡谷市学童クラブ | 岡谷市学童クラブ条例（平成17年岡谷市条例第44号） | 教育総務課 |
|----------|----------------------------|-------|

」

に改める。

別表第2中教育総務課の部学校教育の項を次のように改める。

| |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関する事。(2) 学力向上に関する事。(3) 教科書その他教材の取扱いに関する事。(4) 通学区域の設定及び変更に関する事。(5) 学齢児童、生徒の就学並びに入学及び転学に関する事。(6) 児童生徒の保健、衛生及び安全に関する事。(7) 学校給食に関する事。(8) 学校施設の整備及び営繕に関する事。(9) 学童クラブの管理運営に関する事。(10) 放課後居場所づくり事業の運営に関する事。(11) その他学校教育に関する事。 |
|--|

別表第2中生涯学習課の部を次のように改める。

| | |
|--------|---|
| 生涯学習推進 | <ol style="list-style-type: none">(1) 生涯学習の総合計画及び推進に関する事。(2) 社会教育の振興に関する事。(3) 社会教育委員に関する事。(4) 社会教育施設の整備及び監督管理に関する事。(5) 人権教育に関する事。 |
|--------|---|

| | |
|-----|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> (6) 生涯学習に係る学級、講座、講演会等の企画実施に関すること。 (7) 社会教育団体及び学習グループの育成に関すること。 (8) 学習ボランティアの育成に関すること。 (9) 公民館等の連絡調整に関すること。 (10) 生涯学習館の管理に関すること。 (11) 所管する公印の管理に関すること。 (12) 課の庶務に関すること。 |
| 青少年 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 青少年育成関係団体事務の総合調整に関すること。 (2) 青少年育成関係団体及び地区組織等の育成に関すること。 (3) 青少年及び指導者の研修に関すること。 (4) 少年愛護センターに関すること。 (5) 青少年教育並びに青少年の総合対策、企画及び調査に関すること。 (6) 青少年問題協議会に関すること。 (7) 成人式に関すること。 (8) 塩嶺野外活動センターの管理運営に関すること。 |

別表第3 中生涯学習活動センターの項を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。